

今後の検討において留意すべき事項

令和2年8月20日

山梨県

施設導入時における事業者指導の在り方

■ 今後の設置動向

- ・ 本県には、3, 000件以上の未稼働案件あり。
- ・ 失効制度の創設により施設の設置が急増する可能性あり。
- ・ 県市長会、町村会から適切な対応を求める要望書の提出あり。

■ 現行法令の適用とならない施設への対応

- ・ 意図的な面積の調整や設備の分割など、関係法規制の適用逃れが疑われる事業者があり、こうした事業者はガイドラインによる指導にも従わない事例が散見。
- ・ 森林法の林地開発許可の適用(1ha以上)となる施設では、排水対策や残置森林等に厳しい基準が設けられるが、その一方で、適用逃れが疑われるような案件に対して、強制力のある規制の仕組みがない。

■ 地域からの信頼確保

- ・ 地域住民は、森林伐採や斜面への設置などによる災害発生、環境破壊を懸念。
- ・ 住民から、適切な防災対策を求める声あり。
- ・ 設置に関して、地域住民との合意形成を図りながら、事業を進めることが重要。

維持管理等に関する事業者指導の在り方

■ 適切な維持管理の重要性

- ・ 近年、自然災害による太陽光設備の事故件数、事故率が増加傾向。
- ・ 大雨により周辺に泥水が押し出すケース等があり、20年の長期わたりしっかり管理してくれるのか不安に感じている住民もいる。
- ・ 自治体が間に入って、事業者と適切な維持管理等に関する協定を結んだ事例もあり。

■ 改善が必要な施設への対応

- ・ ガイドラインでは導入時に事業計画書の提出を求めているが、提出されないケースが多いのが現状。このため、事業者指導に必要な計画内容、稼働開始時期、維持管理の状況等を正確に把握することが困難な状況。
- ・ 現状における県の維持管理への対応は、事業者への改善指導とFIT法に基づく国への情報提供となっている。

※ 事業終了後の適切な廃棄等

- ・ 国において、廃棄費用の積み立てを制度化。
- ・ 詳細な制度設計は今後検討。